

障害者相談支援におけるいわゆる「困難事例」について —障害者基幹相談支援センターでの4名の相談支援実践を通して—

○ 社会福祉法人白石陽光園 笠松 剛士 (008819)

キーワード：困難事例 相談支援専門員 障害者相談支援

1. 研究目的

本研究の目的は、障害者相談支援における「困難事例」という呼称について再検討をすることである。従前使われている「困難事例」という意味が、対象者側から見た困難なのか、それとも相談支援専門員側から見た困難なのかが混同しているため、「困難事例」の本質を見失ってしまう恐れがあると考えた。

2. 研究の視点および方法

本研究の視点は、「困難事例」は対象者側からの言葉であり、対象者が困難と捉えれば「困難事例」という仮説に立ち、2020年4月～2023年5月の期間に筆者が相談支援専門員として相談支援する際に難しいと考えた事例を考察し、障害者相談支援の「困難事例」とは誰が何を困難としているのかを明らかにしていく。また、本研究の方法は4つの困難事例の支援記録と実践したことをもとに、オートエスノグラフィーを用いて分析し考察する。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理規程に従い、研究協力者に対し、研究の目的と個人情報の守秘・匿名性を文書及び口頭で説明を行い、同意書での了承を得ている。また、本発表に関連して、開示すべきCOIはない。

4. 研究結果

事例1 氏名A 年齢10代後半 実践期間：2021年8月～2022年10月終結

実践経過：幼少期に両親が離婚し、母に引き取られるが、養父から虐待を受ける。その後、実父に引き取られたものの、実父の再婚相手から虐待を受け、何度も児童相談所の一時保護となっていた。その後、児童養護施設で生活しつつ、支援学校高等部に通学しており、卒業に伴い3年生の夏からかわりはじめ、在籍中にGH体験をして卒業となった。その後、障害者雇用で就職しGHに入居したが、対人関係が上手くいかず職場を退職、GHの同居者に暴言等を繰り返したため退居となった。その後、一人暮らしするも、就職できず、家賃未払いの為、母(40代後半)のもとへ帰り、アルバイトを始めて再出発している。

事例2 氏名B 年齢10代後半 実践期間：2020年5月～現在支援継続中

実践経過：小学生の時に養父から虐待を受け児童養護施設で生活をしてきた。支援学校高等部2年生時で児童養護施設の子どもの性的逸脱行為をして退所となるということでかわりGHに入居となった。その後、無事に支援学校を卒業し、一般就労障害者雇用枠で働くと、本人の金銭を目当てに母(30代後半)が自宅に戻るよう本人を誘い、GH退所して自宅に戻る。母と養父に金銭を搾取されてしまい、そこでやっと本人が気づき、新し

いGHに戻り生活しているが、同居人の私物を盗むことや、キャッシュカードを作成して借金を作ってしまうことがあった。

事例3 氏名C 年齢40代前半 実践期間：2020年9月～現在支援継続中

実践経過：内縁の夫（2019年当時60代後半）が他界したことで、今までの生活が不可能となり、自宅はゴミであふれ、水道光熱費も支払えなくなってしまい、やむを得ず、長男（20代前半）と本人で車中生活していた。長男と金銭トラブルとなると暴力を振るわれ、虐待として一時保護し、その後自立訓練施設を利用して生活している。その後、債務が発覚し弁護士に相談して自己破産の手続きし、現在、成年後見人制度の利用を進めている。

事例4 氏名D 年齢20代前半 実践期間：2021年12月～現在支援継続中

実践経過：祖父（80代前半）が本人と金銭のトラブルを起こし耐えられず包丁をもって本人を殺そうとしたところ警察が介入し虐待で一時保護となった。本人が幼少期に父母が離婚し、父に引き取られ、父が再婚するが再び離婚をした。父（40代後半）が、本人の養育を拒否したため、本人は戸籍上祖父の養子となっている。就労継続支援Aや友達の紹介で日雇い労働しているが長続きせず、祖父と金銭トラブルが継続している。

困難事例を問題の所在ごとに筆者が分類した					
事例	A	B	C	D	
問題の所在					
個人的要因	本人自身	サービス拒否 軽度知的障害 注意欠陥多動障害	盗癖 軽度知的障害	病識困難・家族依存 知的障害 不安障害	サービス拒否 軽度知的障害 気分変調症
	本人の状況	貧困・虐待・定職困難	貧困・虐待・盗癖	貧困・借金・虐待	虐待・定職困難
社会的要因	近親者	家族が虐待者	家族が継続的に経済的に搾取	息子が虐待者	祖父から働いてほしいと強く言われている
	社会	会社側の当事者理解不足	家族との不和 企業とのトラブル	生活苦や生活環境の悪化	家族との不和
不適切な対応	福祉サービス等提供者との関係	就職先の選定が本人の意思が反映されていない。 GHで本人が怖くて声掛けできない 本人を過度に保護する職員がいる	良好であるが、心の底から信頼できる人がいない	良好であるが、本人は息子に会いたいと常に述べている	高圧的な職員や、間違ったことを否定されると暴れてしまう
	相談支援員との関係	福祉サービスの相談を拒否 関係性は良好	福祉サービスと一般企業の連携不足。注意を促しているため、本人が相談員に遠慮がち	虐待を受け保護した際恨まれたが一時的であった。	関係性は良好

岩間伸之と石川林太郎の分類を複合させて作成

尚、当日の発表の際、4事例の具体的な実態等の資料（成育歴・家族構成・エコマップ・実践経過の詳細等）を用いながら「困難事例」の共通点を考察していきたい。

5. 考察

相談支援専門員が支援に対する見通しの立たない事への不安、手立てが通用しない不安、社会的責任に対する不安等を「困難事例」と捉えていることがわかった。つまり「困難事例」とは相談支援専門員側からの言葉であり、対象者からの言葉ではない事が明らかとなった。そして、この点を深く考察すると、相談支援専門員が対象者をどう捉えているのか、つまり「困った人」と捉えるか、あるいは「困っている人」と捉えるかという相談支援の根本的な対象者観や支援・援助観に繋がるのではないかと考察する事ができた。

参考・引用文献

石川林太郎「文献からみた「困難事例」研究の整理—障害者相談事業への応用に向けた考察—」『北海道医療大学看護福祉学部会誌』2021, 17, 1, p.125-132
 岩間伸之「支援困難事例と向き合う—18事例から学ぶ援助の視点と方法—」中央法規 2014
 齊藤真子「高齢者における対応困難事例とは何か」『徳島大学総合福祉学部研究紀要』2006, 40, p.1-19